

BRIDGE

ブリッジ

2020年度
第3号
9月9日発行
特別支援教育課

～鴨島支援学校進路ニュース～

◆障害福祉サービス利用申請について

第3号では、「障害福祉サービスの申請」について説明させていただきます。高等部3年生で卒業後、福祉サービス（介護等給付費・訓練等給付費）の利用を予定している人は、10月から利用申請が始まります。申請の手順等を確認していただき各市町村窓口で申請をお願いします。

- ・対象者：今年度卒業予定の高等部3年生で障害福祉サービス利用予定者
- ・申請期間：令和2年10月1日（木）～令和2年10月30日（金）
- ・申請場所：居住している市町村の福祉課窓口

【サービスを利用するまでの流れ】

↓ 適宜	進路相談	（生徒・保護者⇔学校）
↓ 適宜	希望施設等の見学・実習	（生徒・保護者⇒施設等）
↓ 10/1～ 10/30	サービス利用の申請	（生徒・保護者⇒市町村窓口）
↓ 適宜	サービス利用等の利用計画案作成依頼	（生徒・保護者⇒相談支援事業所）
↓ 適宜	聴き取り調査	（市町村・委託事業所⇒生徒・保護者）
↓ 適宜	サービス等利用計画案提出	（生徒・保護者⇒市町村窓口）
↓ 3月	支給決定通知・受給者証交付	（市町村⇒生徒・保護者）
↓ 3月	サービス等利用（本）計画作成	（相談支援事業所⇒生徒・保護者）
↓ 4月～	契約・サービス利用開始	（本人・保護者⇒施設等）

以上がサービス利用の流れになります。大変煩雑な手続きになりますが、「申請」無しではサービスを利用することができません。保護者の方もお忙しいとは思いますが、ご理解ご協力よろしくお願いたします。高等部3年生以外でも、進路や福祉サービスの利用についてご不明な点があれば、担任または進路指導担当者までご相談ください。